平成２１年（フ）第３７号
徳島県美馬市脇町字拝原2783番地２　東部団地１棟301号
債務者　高橋　滋子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後３時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第８９号
愛媛県西予市宇和町伊賀上1656番地132シャン・ド・フルールK103
債務者　松田　智温
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第９０号
愛媛県宇和島市和霊東町１丁目１番22号
債務者　山下　史子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第９３号
愛媛県南宇和郡愛南町中川754番地
債務者　西村　信雄
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第９４号
愛媛県南宇和郡愛南町中川754番地
債務者　西村ひろみ
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第３０９号
北九州市小倉北区片野新町１丁目13―16―309
債務者　小田　　実
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６１３号
北九州市小倉南区大字市丸457番地２―304
債務者　春本　直美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６９６号
福岡県中間市浄花町16番１号
債務者　山本　俊介
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７１３号
北九州市小倉南区徳力団地51番101号
債務者　川原田ツルエ
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７３３号
北九州市小倉南区下吉田３丁目８番24号
債務者　由川ハマ子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７５４号
北九州市八幡西区筒井町10番１―205号
債務者　前田　悠樹
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１７６号
佐賀県伊万里市大坪町乙1389番地35
債務者　前田　春美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１７７号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2095番地
債務者　石橋　　勇
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３６４号
大分県由布市挾間町谷322番地
債務者　眞野　克士
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４２３号
大分市大字松岡3826番地リベラK302
債務者　深田　初代
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１８５号
沖縄県那覇市字与儀369番地２　248アパート203
債務者　大城　智美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４号
福島県郡山市字山崎410番地
債務者　笹川　新一
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係